

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

学校法人日本工業大学は、我が国における急激な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第十二条に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るための対策として、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日までの5年間とする。

### 2. 内容

**目標1** 仕事と子育ての両立が行いやすくなるように時間外労働を平成30年度実績時間より10%削減する。

**対策**

- ・各部課の業務の分析と効率化によりスリム化を図るとともに、適正人数について検証し、必要に応じて見直を行う。
- ・所属長は、所属課員に時間外労働の状況を周知し、このデータを基に削減に向けての合理的、効率的な働き方について3か月に1回の個人面談を行う。
- ・部課毎に月1回以上の「ノー残業デー」を設定する。

**目標2** 育児に係る時間が増加するように、年次有給休暇取得率について毎年5%の向上を図る。

**対策**

- ・年次有給休暇取得状況を継続的に調査・分析し、取得率向上のための啓発活動を行う。

**目標3** 育児休業の取得状況については、女性職員90%以上、男性職員は2人以上とする。

**対策**

- ・制度内容について広報を徹底する。